

## 退職金定期預金

ご利用いただけ る方	<p>以下の①～③のすべての要件を満たす方</p> <p>①令和6年3月以降に退職金を受け取られた方 ②当金庫営業地区内に居住または勤務されている方 ③公的年金振込契約者（予約含む）</p> <p>※令和7年4月末までは、令和5年3月以降に退職金を受け取られた方も対象となります。</p> <p>※退職された方以外に、死亡退職金を受け取られた方も対象となります。</p> <p>※お申し込み時に退職金受取日・金額について確認させていただきます。</p>
対象商品	スーパー定期預金
期間	<p>1年、3年、5年</p> <p>※自動継続（元金継続）のお取り扱いもできます。</p> <p>ただし、1口1,000万円でのお預け入れについては自動継続のお取り扱いはできません。</p> <p><b>※お申し込み受付期間がございますので、ご注意ください。</b></p>
預入 (1)預入金額 (2)預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>お一人につき1,000万円以内</li> <li>※退職金が対象です。また、退職金受け取り額が上限となります。</li> <li>1円単位</li> </ul>
払戻方法	満期日以後に払い戻しいたします。
利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定金利となります。取扱期間中は、以下の適用金利にてお預け入れできます。</li> <li>&lt;1年もの&gt; 年0.60%（税引前）</li> <li>&lt;3年もの&gt; 年0.70%（税引前）</li> <li>&lt;5年もの&gt; 年0.80%（税引前）</li> <li><b>自動継続時の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用いたします。</b></li> <li>スーパー定期預金1年の単利型およびスーパー定期預金3年、5年の複利型は、満期日以後に元金とともにお支払いいたします。</li> <li>スーパー定期預金3年、5年（元金継続）の単利型は、預入日の1年ごとの応答日に所定の中間利払方法（約定利率の70%にて計算）によりお支払いいたします。</li> <li>※ 約定利率による利息と中間利払額との差額は、満期日に元金とともにお支払いいたします。</li> <li>単利型は付利単位1円、1年を365日とする日割り計算を行います。</li> <li>複利型は付利単位1円、6ヶ月複利の方法により計算を行います。</li> </ul>
税金	<p>20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）</p> <p>※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、上記の税金がかかります。</p> <p>※マル優ご利用の場合は除きます。</p>
手数料	一
付加できる特約 事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>マル優のお取り扱いができます。</li> <li>自動継続の場合、「総合口座」通帳にセットすることができます。貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率となります。</li> </ul>
中途解約時の お取り扱い	スーパー定期預金【単利型】【複利型】に準じた扱いとなります
金利情報の入手方法	窓口または当金庫ホームページでご確認ください。
苦情処理措置 ・紛争解決措置	<p><b>【苦情処理措置】</b></p> <p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス推進部（9時～17時、電話:0120-310-708）にお申し出ください。</p>

苦情処理措置 ・紛争解決措置 (続き)	<p><b>【紛争解決措置】</b></p> <p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話：099-226-3765）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス推進部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス推進部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・この預金は、預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。</li><li>・金融情勢により、今後お取り扱い内容を変更する場合があります。</li><li>・お申込の際には、「退職所得の源泉徴収票」や「退職金受取口座の通帳」など、退職金のお受け取り日と金額がわかる書類をご用意ください。</li></ul>